

令和2年度（2020年度）第4回教育委員会（7月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）7月7日（火）
午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
委員 田浦 かおり
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
 - 議案第2号 熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に係る臨時代理の報告及び承認について
 - 議案第3号 熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定に係る臨時代理の報告及び承認について
 - 議案第4号 「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
 - 議案第5号 熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について
 - 議案第6号 県立学校長の人事異動について
 - 議案第7号 教職員の懲戒処分について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 2月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について
 - 報告（2） 新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の臨時休業等の基準の改定について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（14：30）
教育長が開会を宣言した。
 - (2) 議事録署名委員の選出
教育長が木之内委員を指名し、了承された。
 - (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第5号から議案第7号は人事案件ため非公開とした。
 - (4) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第4号、報告（1）、報告（2）を公開で審議し、非公開で議案第5号から議案第7号を審議した。
 - (5) 議事

○議案第1号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号「熊本県教育委員会の点検及び評価について」御説明します。はじめに、提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成することとされています。このため、本日御審議をお願いするものです。今回の点検及び評価は令和元年度を対象としていて、報告書の本体は別冊のとおりですが、本日は別に配布しています、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の概要に沿って説明します。

まず、概要の「2 報告書第1部 教育委員会の活動状況」ですが、ここでは教育委員会の活動状況や広報の状況等について説明しています。

次に、「3 報告書第2部 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施設の実施状況」を御覧ください。教育政策課の実施状況について「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って令和元年度の取組状況を整理しています。教育庁以外が所管するものも含めまして、全体で35の指標を掲げており、このうち19の指標で目標を達成しています。残る16指標については、精査中で数字が出ていないものも含まれますが、引き続き、目標達成に向けて課題への対応を進めていきます。なお、報告書第2部の詳細については、後ほど報告します。

次に、「4 今後のスケジュール」を御覧ください。7月30日に有識者から御意見を伺った後、8月の定例教育委員会において、改めて事後報告をさせていただき、その後9月議会に報告することとしています。なお、議会後には県教育委員会のホームページで公表を予定しています。

それでは、2ページをお願いします。ここからが第2部の詳細になり、「5 主な取組、課題について」見開きの左側2ページに主な取組みや課題等、また、右側の3ページに指標の表記を記載しています。

それでは、教育プランの「基本的方向性」に沿って御報告します。左側2ページを御覧ください。

最初に、「基本的方向性1：家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ」です。「親の学び」講座を市町村と連携し、県内全域で実施しました。特に親になって間もない保護者が多い、就学前施設における「親の学び」講座の拡大に継続して取り組みます。また、基本的生活習慣の育成に関する啓発資料を県内全ての幼稚園等に配布しました。子どもの就寝時刻が家族の生活時間に影響されており、こうした啓発が更に必要です。

次に「基本的方向性2：自他の命を大切に作る心や、人権を尊重する態度をはぐくむ」です。心のアンケート等を実施し、いじめの積極的な認知に努めました。教職員のいじめに対する更なる基本認識の向上が必要です。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、連携して対応しました。学校単独で解決が難しい問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャル

ワーカー、児童相談所等関係諸機関との一層の連携が必要です。

次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体など『生きる力』をはぐくむ」です。民間のノウハウを活用した県学力・学習状況調査を実施しました。今後も、国や県の学力調査を起点とした学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、授業改善を推進する必要があります。また、「熊本の心」映像資料に授業で使える画像資料等を加えたDVD BOXを作成し、県内全ての小学校、中学校及び特別支援学校に配布しました。道徳科の授業公開を進め、家庭地域と一体となった道徳教育を推進します。

次に、「基本的方向性4：障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える」です。個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について、年間を通じて指導の改善・充実が図れるよう周知を行いました。進学・就学先への引継ぎに教育支援計画が十分活用されていない場合がありますので、活用に係る周知を継続します。また、熊本はばたき高等支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校、かもと稲田支援学校の整備を行いました。今後の整備完了までに児童生徒が増加する場合は、仮設校舎等による応急対応も検討します。

次に、「基本的方向性5：ふるさとを愛する心、国際的な視野、夢を叶える力をはぐくむ」です。全県立高校（全日制）でインターンシップを実施しました。普通科生徒のインターンシップ体験率向上が課題です。また、中学生の外部検定試験受験料を補助する38市町村に対し、その1/3を補助しました。しかしながら、CEFR（セファール）A1レベル相当以上を取得又は有すると思われる生徒の割合は、前年度より0.3ポイント下回っており、更なる取組みが必要です。

4ページをお願いします。次に、「基本的方向性6：信頼される学校をつくる」です。業務改善に実績のある経営コンサルタント等をアドバイザーとして小中高校のモデル校6校に派遣し、取組みを支援しました。引き続き長時間労働に従事している教職員が存在するため、実効性のある更なる取組みが必要です。また、県内に地域学校協働活動推進員165名が配置され、246小中義務教育学校がカバーされています。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、全小中学校が推進員にカバーされる人員の確保が必要です。

次に、「基本的方向性7：安全で、誰もが安心して学ぶことのできる環境をつくる」です。県立学校施設長寿命化プランの案を取りまとめました。今年度中に長寿命化プランを策定します。また、未来の学校創造プロジェクトの研究指定校を中心に、タブレット端末等を活用した訪問支援などを実施しました。ICT機器が導入済みでも活用が十分でない地域・学校や、新たにICTを導入した地域・学校への活用促進の支援が必要です。

次に、「基本的方向性8：高等教育を振興する」です。別冊の本体には、高等教育機関との連携した取組みを複数記載しています。主なものとして、高大連携協力協定に基づき、スーパーグローバルハイスクール、スーパーサイエンスハイスクール等における特別講義や指導助言等の協力をいただきました。この連携協

定に基づき、大学の講義等を高校生も受講できるような取組みの可能性について検討します。

次に、「基本的方向性9：生涯学習を推進する」です。学びネットくまもとを運営し、県内各機関の学習機会情報、資格試験等情報を県民に提供しました。更なる広報及び利活用の周知が必要と考えています。

次に「基本的方向性10：熊本の文化を守り、磨き上げる」です。文化財を活用した出前授業、移動体験教室等を開催し、文化財を守り、後世に伝える意識醸成を行いました。この出前授業等は依頼も多いことから、可能な限り対応していきます。また、熊本地震で被災した歴史的建造物については、80件中50件の復旧が完了しました。国、県指定、国登録の被災文化財の2割は、被災が大きかったことや工法検討が必要なため、まだ復旧に期間を要する見込みです。

次に「基本的方向性11：スポーツに親しむ環境をつくる」です。総合型地域スポーツクラブ育成を目的とした研修等を実施しました。総合型地域スポーツクラブの更なる設置促進と、加入者を増やしていく必要があります。また、ラグビーワールドカップと女子ハンドボール世界選手権大会において、一校一国運動等を推進しました。国際理解の向上や競技振興を図るとともに、東京2020オリンピックに係る取組みの充実を図ります。なお、基本的方向性毎の指標の状況については右側の5ページを御覧ください。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

櫻井委員

令和元年度というのは、令和2年3月31日までですか。そうすると、新型コロナウイルス感染症は発生していますが、そのことに関しては一言もありません。計画段階ではコロナは想定外なので発生前の計画に基づいての報告ということですか。

教育政策課

教育政策課です。平成31年4月から令和2年3月までということですので、確かに新型コロナウイルス感染症の対応も実際には行っています。今回の点検評価の中では、元々の基本的な方向性の中で位置付けている取組みの内容について、実際にどのような取組みを行って、その上で指標の達成ができたかどうかという整理で行っていますので、新型コロナウイルス感染症については含めていません。

新型コロナウイルス感染症関連は、どのようなことを行ったかということと、現在行っていることについて、別途知事部局と併せて検証を行っていく状況です。

櫻井委員

よろしく申し上げます。

教育長

他はよろしいですか。

吉井委員

2点お伺いします。1点目が55ページと57ページにジュニアマイスターの輩出について全国一であるということが記載されています。これだけの力を持った生徒がいることはすごいことだと思いますが、この沢山の生徒さん達が持つジュニアマイスターという資格が、実際に、どれほどの就職や進学に大きく関わってきているかどうかをお伺いしたいです。

そして、57ページにキャリアプランニングスーパーバイザーという言葉がありますが、この意味が分からないので、具体的に教えてください。

もう1点あります。53ページの永青文庫について、県民の認知度が低い、展示内容の更なる充実が必要であるとありました。確かに数字を見たら、来場者が減っているのが分かりました。私は永青文庫が好きなので、よく見に行きますが、何故みんな行きたがらないのだろうと思っています。永青文庫が有名になったのは、肥後銀行が領内名勝図巻の一部をカレンダーに使われたときでしたよね。また、大きな企業にカレンダーに使っていただいたりできないかなと思ったので、提案してみました。

質問は2点です。よろしくお願ひします。

高校教育課

高校教育課です。1点目のジュニアマイスターについては、工業高校の生徒にとっては、最もモチベーションが上がる取組みだと認識しています。高校生活3年間の中で、ジュニアマイスターに向けてしっかり技術習得し、様々な分野における技術・スキル向上等を生徒達は図っています。今、吉井委員のお話にありましたように、その経験を踏まえて、自分の進路目標、技術面での就職に向けて頑張っている状況にあると思っています。高校生の就職において、よく離職率という言葉が使われますが、昨年の本県の生徒の3年間の中での離職率は41%でした。年々減少してきている傾向にあります。おそらくこのような取組みが離職率、ミスマッチ等の防止につながっているのではないかと考えています。

2点目のキャリアプランニングスーパーバイザーですが、これは昨年度から取り組んでいる事業です。インターンシップをはじめとするキャリア教育を地元企業等と連携して実施できるように、本課にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置して、スーパーバイザーを中心に取り組んでいるところです。

吉井委員

今言われたことを教育型インターンシップと名付けて行っているのですね。

高校教育課

そうです。

吉井委員

わかりました。ありがとうございます。

教育政策課長

先ほどの文化課への御提案については、しっかりと伝えて認知度の向上に向けた取組みを進めていきたいと考えています。

吉井委員

ありがとうございます。

吉田委員

まず、目標値という用語にこだわって言いますと、これは一般的には数値のことですね。それが「向上」や、5ページでスーパーティーチャーの「導入」とされている点で違和感があります。

また、98.9%といった細かい目標値があります。これは少しでも伸びることを目指している気持ちの表れだと思いますが、一般の人が見た場合に、どうしてこんなに細かいのだろうかという疑問をもつかもしれません。それはそれで合理的な説明ができれば良いのですが。こうした場合は、「98%」や「100%」といったすっきりした目標値にしてはどうでしょうか。

おそらく最終的な目標値はみんな100%だと思います。その上で、たとえば90%を超えれば目標は達成したと考えることで良いのではないのでしょうか。

教育政策課

教育政策課です。御提案いただき、ありがとうございます。今回定めている目標値については、第2次教育プランを策定したときに、教育庁だけの分野ではなく、知事部局を含めた全体で取り組んでいく事柄と、具体的な指標として何をするかをその当時に定めて、それが経年変化でどのように推移しているかという形でこれまで評価してきたところです。

確かに御指摘のように、パーセンテージが必ずや有効な意味を持つのかどうか検証が必要だと思っています。それぞれに解決する課題の内容や性質も違ってきますので、また今後新たなプランを策定していく過程の中では、改めてその数値目標というのが妥当なのかどうかも含めてしっかり検証したいと思っています。

吉田委員

今お話がありましたように、知事部局など他との共有性もあると思いますのですべてが一律とはいかないと思います。それでも教育委員会側からそのような提案をすること自体は良いのではないかと思います。県民が見たときに分かりやすい目標値と現状を提示することで、「ここは目標を達成しているな。」と納得していただくことが大事だと思います。よろしくお願いします。

田浦委員

基本的方向性1の「生きる力の基礎をはぐくむ」についてです。幼保の間の子どもを育むことが1番基礎になり、子育てにおいて大事だとは思っていて、その点で社会教育課に親の学びをしていただいていることには感謝しています。実施率が100%になっていますが、出席者はどうなのかなと思っています。人数的に見て、保護者は参加できているのでしょうか。

社会教育課

社会教育課です。今の100%という御指摘は3番目の「学習機会や情報の提供等の親の学びを支援した幼稚園・保育所等の割合」でしょうか。その前に「親の学び」の今の状況ですが、就学前の保育所・保育園・幼稚園・認定こども園の数は、県内でおよそ800を超えています。その全体を含めたところでは、現実には27%くらいになっています。ただ御指摘のとおり、就学前の保護者

の皆様、つまり親になって間もない方々への家庭教育の事情性を訴える機会というのは非常に大事だと考えていますので、引き続き就学前の保護者への「親の学び」の講座の提供等には、今後も力を入れていきたいと思っています。

田浦委員

ありがとうございます。続きがあるのですが、保護者の方は大体預けて働いていらっしゃるの、なかなかその勉強会を開催するにしても出席される方が決まっていますと思います。以前に保育園の園長先生とお話させていただいたときに、「もしたくさんの方に来ていただきたいということを目標に設定するのであれば、子どもを預かってもらいつつ、親に土日等の日程を設定して来てもらうという方法はありますが、残業代がかかります」とおっしゃっていました。良かったら、そのようなことも検討していただければと思っています。

社会教育課

貴重な御意見ありがとうございます。確かに全員の保護者の皆様が集まる機会あるいは保育園や保育所だけではなく3歳児定期健診や5歳児検診、あるいは就学前の就学児検診等そのような全員の保護者の皆様に来ていただく機会を捉えて実施していくところも重要なポイントだと思っていますので、併せてこちらもしっかりとやっていきたいと思っています。

教育長

ありがとうございます。櫻井委員お願いします。

櫻井委員

皆さんの意見を聞きながら思ったのですが、先ほど吉田委員から目標値についてありました。目標値に達していなければ、ここにありますように目標達成率という形で、35のうちの19という達成率になるので、目標値をなるべくできるような数値にしようということだと思のですが、これはやめた方が良いと思います。というのも、目標値というのは、例えば我々製造業では不良は0、納期遅延も0という目標値になります。でも0にはできません。そこで昨年と比べて減ったかどうかという話になります。同じように目標値に対する達成度ではなくて、前年比で上がったのか、良くなったのかどうかの評価をした方が良いと思います。あるべき姿が0なもの目標値を0とされた方が良いと思います。

木之内委員

少し気になるのが、郡部あたりで全然定員に達していない学校や、毎年減っている学校があります。農業高校等はずっと多いのですが、これだけ様々なことを行って経験している割に、それに歯止めがかからないというのは、学校的にどうだろうと思います。その辺りを少し加味しながら、もちろん教育委員会だけの責任とは思っていないですが、例えば地域を愛する等様々な問題があるわけなので、考えていることが、例えば中学生や保護者の方に分かるような質問として、もう1つ必要かなと全体的な意味合いとして思いました。そのようなものを土台にしながら、今の熊本県の教育委員会として課題にするべきか、どうつなげるのかが具体的に見えてくる必要があるかなと全体を見ながら思いました。これは今日こ

こで解決する問題ではないと思いますが、是非お願いできればと思います。

教育長

他はよろしいですか。

今、委員からお話がありましたが、目標値の設定や学校のあり方等を含めて、今後新しい教育プランを策定する予定にしていますので、できるだけそのような委員の御意見を反映できる形で検討を進めていきたいと考えています。よろしくお願ひします。

教育長

ではこの件については、提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

- 議案第2号 「熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に係る臨時代理の報告及び承認について」
- 議案第3号 「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定に係る臨時代理の報告及び承認について」

学校人事課長

学校人事課です。議案第2号及び第3号について、一括して御説明します。議案第2号は「熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に係る臨時代理の報告及び承認について」です。2枚目以降は規則の本体となります。続いて、議案第3号は「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定に係る臨時代理の報告及び承認について」です。2枚目以降は方針の本体となります。それぞれの議案の前のページに付けている両面の資料により、両議案について、一括して御説明します。

まず、「1 議案及び提案理由」です。提案理由は、「熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」が6月議会で議決され、6月29日付けで施行されたことに伴い、速やかに教育委員会規則等により在校等時間の上限方針を策定する必要がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して、標記規則及び方針を同日付けで定めたため、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

次に、「2 熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の概要」です。趣旨は、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条の規定に基づき、熊本県立学校の教育職員のサービスを監督する熊本県教育委員会が、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり、必要な事項を定めるものです。

(2) 規則の内容です。

- ①教育職員の時間外在校等時間の上限について、原則、1か月について45時

間、1年間について360時間とするものです。また、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、1か月について100時間未満、1年について720時間とするものです。

②この規則に定めるもののほか、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり必要な事項については、委員会が別に定めることとしています。

本規則の施行日は、令和2年6月29日です。

次に、「3 熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の概要」です。趣旨は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針及び熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第4条の規定に基づき、熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるものです。

(2) 方針の内容です。

①対象範囲は、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とするものです。

②委員会及び学校が講ずる措置として、教育職員が在校している時間は、タイムカード等により客観的に計測することや、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること、本方針を踏まえた学校における取組みの実施状況を把握したうえで、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組みを実施し、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うことなど、としています。

③留意事項として、本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないことや、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けること、としています。

④本方針の適用日は、令和2年6月29日です。

御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

櫻井委員

学校人事課で作られたわけですから、先生を対象にされているわけですが、先生をいわゆる労働者という概念で理解してもいいものでしょうか。留意事項で、「真に必要な活動であるものをおろそかにすること」と書いてありまして、基本

的に時間を守れということでしょうが、何か違和感があります。やはり先生というのはいわゆる労基法がいう労働者ではない気がしています。働き方改革という法律がある以上、仕方ないと言えば仕方ないですし、この留意事項を見ると、学校人事課の皆さんが苦勞されているのはよく分かるのですが、このように決めなきゃいけないのかという気がします。どうなのでしょう。

学校人事課長

歴史的によく聖職という言葉も出ますが、そうした流れもあり、どうしても時間の概念、管理という面で、時代に合った形での見直し、取組みが必要ということで、文部科学省も非常に悩まれて整理をされて、各都道府県に下ろしているのだらうと認識しています。現状は非常に教師の在校等時間が長いという状態がありますので、より良い教育をするため、教師が生徒にリフレッシュした状態で向き合う、あるいはこれから新たに教師を目指す方にとって魅力的な勤務環境に映るようにしていくということで、少し強めの法整備かもしれませんが、国の方針に沿って取り組んでいく必要があると学校人事課では考えているところです。

櫻井委員

令和の時代ですから仕方ないといえば仕方ないのですが、ハンナ・アレントというシカゴ大学の教授は『人間の条件』のなかで仕事をする人をレイバーとワーカーとアクターに3段階に分けました。レイバーの方たちは、指示通りに仕事をし、時間の分だけ仕事をして給料をもらう。一方ワーカーの方たちは、仕事に楽しさや生きがいを感じる状態で仕事をする、名人等の仕事ぶりです。これがアクターになるとやらないと死んでしまうくらい、例えば俳優や芸術家のような方達ですが、このハンナ教授の意見から考えると、先生という職業は少なくともレイバーではないと私は思います。この規則で先生達をハンナ教授の言う労働者にしてしまいそうで嫌だなという気持ちです。先生はもっとプライドを持って仕事をしていい素晴らしい仕事だと思います。そのような学校にするのが教育委員会の仕事ではないかと思います。以上です。

田浦委員

私の理解では、先生方の健康を守るために上限として決められているのかなと思いました。しかし、現場の先生方からすると「守れないでしょ」という方が多いのかなと思うのですが、これから現場の先生方の声を吸い上げてどこで調整するかを見てくださるということでしょうか。

学校人事課長

はい。国のルールとしても検証していくということで、民間の制度のように罰則を設ける等のきつい制度にはなっていません。そのため、学校の先生方の実情も考えながら、報告等のやり取りはすると思いますが、そこでより良い環境になるように検証していくということかなと思っています。

田浦委員

それで少し余談になるかもしれませんが、どのようにしたら労働時間を短縮できるのかお尋ねしてみました。中学校の先生からは、「部活動の顧問をしている

場合は、規定の45時間は使ってしまいます。それから授業の準備をする時間がもう既がないので、家に持ち帰ってすることになります。そもそもこれを守るのが無理です」とお聞きしました。「他にどのような方法がありますか」とお尋ねしたら、「同じような書類を何枚も書いている気がする」とおっしゃっていて、「そのデータを一括して管理していただいて必要なものはそこから取り込むということができると有り難い」とおっしゃいました。それから「今コロナの影響で、出張が非常に減りました。これがなかったとして1年間うまく回るのであれば、内容を精査するチャンスではないか」とおっしゃっています。それから、「人が増えるのが一番有効な解決策だと思います。学力的なレベルはそこまで、それよりも生徒と接する力量、コミュニケーション能力をもっと重視してほしい」とおっしゃっていました。「せっかくそのような優秀な方々が、学力テストの段階で落とされているのがとても残念だ」とおっしゃっていました。以上です。

学校人事課長

昨年度、働き方改革のプランのたたき台を整理しています。これからそのプランを実際に制定させていくという段階に入っていると思っています。その中でいくつか項目を挙げていまして、まずは勤務時間の適正管理として、まだ十分には現状を把握できていない面があるかもしれませんが、過労死等の問題もありますので、まず現状の把握をしていきます。それから教職員の意識改革として、本当に尊い仕事をしているということだと思いますが、やはり自分の体を蝕むような働き方が行われているとすれば、そこは意識を変えていく、ということだと思います。そして先ほど委員が御指摘の面も含め、人材の確保・活用として、我々も努力をしていかないといけない部分だと思っています。それから最後に業務の削減・効率化として、教育に効率化や削減というものがなじむのかということがあるかもしれませんが、例えば事務部分で、ICTを使って学校徴収金を効率的に運用する等の効率化できることから行っていきたいと思っています。そのようなことをセットで進め、先生方が本来の生徒と向き合う時間を作っていけるような取り組みにしていきたいと思っています。

櫻井委員

学校人事課としては、これを作るのが仕事ですから作っていいと思いますが、やはり教育委員としては小手先の規則ではなく、教育の仕方を抜本的に変えていく提案をしていきたいと思っています。学校で教育する内容は、知育・徳育・体育ですが、コロナ感染下における知育は、スーパーティーチャーによってWEBで授業をするという形が考えられます。そうしたら他の先生方はWEBでは分かりづらい内容を追加で授業する。あとは体育と徳育ということになりますが、ここまでくると徳育こそが先生が子どもたちと直接向き合って学校で教える授業の中心になるわけで、ここまで抜本的にやるというのであれば、賛成ですし、時間も作れるのではないのでしょうか。

学校人事課長

国も「教師が生徒と向き合うための時間の確保を」とはっきり言っていますの

で、そのような流れになるよう、しっかりとした運用をしていきたいと思っています。

吉田委員

櫻井委員のおっしゃったことはとても参考になりました。そもそも教師はワーカーやアクターであって欲しいのに、現実にはレイバーになっていることが問題かもしれません。教師として期待されていることができずに時間が過ぎていく。そして本来のワーカーやアクター的な仕事を自宅でするといった状況になってしまっている。こうした点の改善は教育委員会としても覚悟を持って対応していくことが必要だと思います。現在の人数と状況でレイバーをなくしてワーカーとアクターの部分を増やすというのでは無理が出てくるでしょう。

教育長

他はよろしいでしょうか。

教育長

今回この方針・規則を定めて、教職員を縛るというよりは、我々管理する側がしっかりと運用していくために、今御指摘がありましたように、どのような教育の仕方、例えば体制含めて我々自身がしっかり考えなければいけないと思っています。今後また様々な御意見を頂きながら対応を進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

教育長

では、この件については、原案どおり承認及び可決でよろしいですか。
(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第4号 「「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について」

特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第4号「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

提案理由ですが、熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校及び熊本県立かもと稲田支援学校の新設に伴い、両校の所要の規定を定める必要があるためです。

資料の5ページ、新旧対照表により御説明します。右側の改正後の表を御覧ください。新設の鏡わかあゆ高等支援学校は、高等部のみを置く高等支援学校であることから、ひのくに高等支援学校の下に関係規定を記しています。開設する学科については、普通科と5つの職業学科を設置します。

ここで、配布しています追加資料を御覧ください。この円グラフは松橋支援学校高等部専門学科の平成23年度以降の卒業生132人が就職した就職先をまと

めたものです。御覧のとおり、「小売・物流」が30%、「製造（工業）」が12%、「園芸・農業」が12%、「製造（食品）」が11%、「介護」が10%、「その他」が25%という実績になります。それに伴い、新しい学校については、黄色の吹き出しにある「流通・サービス科」「工業科」「農業科」「家政科」「福祉科」を設置します。

次に資料5ページ左側を御覧ください。一番下の松橋支援学校の高等部は、肢体不自由部門と知的障がい部門がありましたが、鏡わかあゆ高等支援学校の開校に伴い、同校の知的障がい部門は新校に統合するために関係規定を削除します。

次に資料の6ページ、新旧対照表の右側、改正後の表を御覧ください。新設のかもと稲田支援学校は、地域の建制順にならい、荒尾支援学校の下に関係規定を記しています。

次に、左側を御覧ください。一番下の菊池支援学校高等部山鹿分教室は、かもと稲田支援学校に統合するために関係規定を削除します。

次に、資料2ページを御覧ください。新しい学校の設置に伴う所要の規定については、令和2年8月1日に施行します。ただし、松橋支援学校及び菊池支援学校の所要の規定の削除については、令和3年4月1日に施行します。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

櫻井委員

先ほどの説明で資料5ページですが、ひのくに高等支援学校の次に鏡わかあゆ高等支援学校をもってくるのは、順番みたいなものがあるのですか。

特別支援教育課

全部を記載していないので、多少分かりにくい説明になるかもしれませんが、ここの規則・学科については、以前、盲・聾・養護学校と呼んでいた時代から視覚障害の盲学校が最初に並びます。その次が聴覚障害の聾学校、次に養護学校という並びになります。この養護学校の中で最初に記載する部分は知的障害です。そして、高等部だけの支援学校を設置し始めたのは非常に歴史が浅くて、本県ではひのくに高等支援が平成13年に設置しました。そして昨年度、はばたき高等支援学校を設置しました。来年度から鏡わかあゆ高等支援学校が開校するという事で、はばたき高等支援学校、ひのくに高等支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校と3校続いて高等部のみの支援学校を記載する関係で、ひのくに高等支援学校の次に位置をするということで整理をしています。

櫻井委員

ありがとうございました。

教育長

他にございますか。

ではこの件については、原案どおり承認及び可決としてよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

- 報告（１） 「２月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」

教育政策課長

教育政策課です。報告（１）として、「２月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」御説明します。教育委員会における議論の参考としていただくため、報告するものです。

報告（１）を御覧ください。２月に開催されました県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁しました。県教育委員会事務局としても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んでいきます。

報告（１）については以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

それでは、次に移ります。

- 報告（２） 「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の臨時休業等の基準の改訂について」

体育保健課長

体育保健課です。「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」の改訂を行いましたので、御報告します。

資料１ページを御覧ください。１の「これまでの経緯」ですが、本県では、令和２年２月２５日に、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止と臨時休業の基準を策定し、今回を含めてこれまで２回の改訂を行っています。２に今回の改訂のポイントをまとめていますが、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」と「ガイドライン」を基に、本県の感染状況も踏まえて改訂しています。

それでは、今回改訂しました基準に沿って御説明します。２ページを御覧ください。基準は、１の「出席停止の基準」と、３ページの２「臨時休業の基準」に分けて示しています。また、今回の改訂のポイントとなる部分には網掛けをしています。

１の「出席停止について」ですが、新たに③の「PCR検査を受けた場合」と、⑦の「文部科学省の感染レベルに基づいた同居の家族に症状がみられる場合の対応」の２項目を追加し、前回までの５項目から７項目としました。また、⑥の「その他、校長が出席停止を必要と認める場合」の具体例を「※１」に２点示し

ています。

1点目は、「児童生徒等や保護者が、登校について不安を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合」です。2点目は、「医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合」です。

次に、2の「臨時休業について」ですが、これまでは、(1)の「学校内に感染者が判明した」場合と、「地域一斉」の学校に対する『臨時休業』の2つの基準で示していましたが、本県の感染状況を踏まえて、「学校内に感染者がいない場合」を3つの段階に分けて、再構成しています。

なお、新型コロナウイルス感染症については、今後、長期的な対応が求められることから、持続的に児童生徒等の健やかな学びを保証していく必要があります。そのため、臨時休業の措置だけではなく、感染のリスクを低減しながらも、学びを保証していく、「分散登校等」の措置を加えています。

1ページにお戻りください。今回、改定した基準には、県内の感染状況に応じた措置を行うように示していることから、県教育委員会ホームページのトップ画面に、「本県の文科省感染レベル」と「本県のリスクレベル」を掲載しました。こちらをクリックするとその日のレベル等が速やかに確認できます。

体育保健課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればよろしくお願ひします。

教育長

これからまた第二波、第三波があるかわかりませんので、あらかじめ基準を定めて、このような形で運用したいと考えていますが、3ページの冒頭にありますように、1から4までの適用については健康福祉部局と協議のうえ、総合的に判断するというので、一律にこの基準だけではなくて、あくまでも総合的な判断をする目安として活用させていただければと考えています。また状況に応じて、この基準についても必要に応じた改訂を進めていきたいと考えています。

よろしくお願ひします。

吉井委員

「県立学校で」と書いてありますが、児童生徒という言葉があるとおり、市町村立の小中学校にも適用されるという意味にとってよろしいですか。

体育保健課長

体育保健課です。ここに記載しています「児童生徒等」というのは、県立学校における「児童生徒等」ですが、県立学校で定めたものを、熊本市を除く市町村立の小中学校等に「県を参考にそれぞれの市町村立の小中学校等で活用してください。」と周知をしました。それぞれの学校でこれに準じた形で基準の適応をしているところです。

吉井委員

ありがとうございます。

教育長

他はよろしいですか。

それでは、この件についてはこれで終わります。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）8月6日（木）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午後1時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後4時30分。